



公示 第1号

平成 26 年 4 月 3 日開催の理事会において、魚沼漁業協同組合内共第 12 号第五種共同漁業権行使規則、遊漁規則に定める、うなぎ漁業の漁業を営むべき期間の制限を、下記のように定めたので、同上行使規則第 5 条 2 項の規定により公示する。

記

魚沼漁業協同組合内共第 12 号第五種共同漁業権行使規則第 5 条 1 項及び、同遊漁規則第 4 条に定めるうなぎ漁業の期間の内、資源保護のため 10 月 1 日から 12 月 31 日まで禁漁とする。

平成 26 年 4 月 4 日

魚沼漁業協同組合

代表理事組合長 皆川雄二

